## 1 議 事 日 程(第1日)

(平成23年第2回有田川町議会臨時会)

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 議案第85号 有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制 定について
- 日程第5 議長への委任について
- 2 出席議員は次のとおりである(17名)

1番	増	谷		憲	2番	堀	江	真智	冒子
3番	橋	爪	弘	典	4番	東		武	史
5番	岡		省	吾	6番	前	勢	利	夫
7番	湊		正	剛	8番	佐々	木	裕	哲
9番	森	本		明	10番	殿	井		堯
11番	坂	上	東洋	羊士	12番	楠	部	重	計
13番	新	家		弘	14番	西		弘	義
15番	中	Щ		進	17番	亀	井	次	男
18番	森	谷	信	哉					

- 3 欠席議員は次のとおりである(1名)
  - 16番 竹本和泰
- 4 遅刻議員は次のとおりである(1名)
  - 11番 坂 上 東洋士
- 5 会議録署名議員
  - 3番 橋 爪 弘 典 17番 亀 井 次 男
- 6 地方自治法第121条により説明のため出席した者の氏名(20名)

長 中 山 正 隆 副 町 長 山﨑博司 清水行政局長 保田 永一郎 会 計 課 長 西尾 幸 治 総務課長 企画財政課長 山 田 清 美 武内宜夫 大 方 消 防 長 前田英幸 福祉課長 肇 伸二 環境衛生課長 河 島 一 昭 住 民 課 長 橘 建設課長 東 税務課長 高 垣 忠 由 信 行 産 業 課 長 福原茂記 地籍調査課長 山 本 泰 司 水 道 課 長 守 下 水 道 課 長 東 敏 雄 前

教育委員長 早田智代 教育 長楠木 茂 こども教育課長 坂上泰司 社会教育課長 三角 治

7 職務のために議場に出席した事務局職員の職氏名(2名)

事務局長 山下時克 書 記 林 美穂

8 議事の経過

開会 9時30分

○議長(新家 弘)

おはようございます。

16番、竹本和泰君から欠席の届け出がありましたので報告します。

なお、11番、坂上東洋士君が少しおくれるとの御報告であります。

ただいまの出席議員は、16人であります。

定足数に達していますので、第2回有田川町議会臨時会は成立いたしました。 ただいまから、平成23年第2回有田川町議会臨時会を開会します。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$ 

開議 9時31分

○議長(新家 弘)

本日の会議を開きます。

本日の議事日程につきましては、お手元に配付のとおりであります。

………日程第1 会議録署名議員の指名…………

○議長(新家 弘)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、議長において、 3番、橋爪弘典君、17番、亀井次男君を指名いたします。

………日程第2 会期の決定………

○議長(新家 弘)

日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日1日限りといたしたいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長(新家 弘)

異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日限りに決定いたしました。

.....日程第3 諸般の報告......

○議長(新家 弘)

日程第3、諸般の報告を行います。

本臨時会に町長より提出された議案は1件であります。

また、本日の説明員は、町長ほか19人であります。

以上で、諸般の報告を終わります。

······日程第4 議案第85号·······

## ○議長(新家 弘)

日程第4、議案第85号、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長、中山正隆君。

#### ○町長(中山正隆)

おはようございます。それでは、議案の説明をさせていただきます。

本日、23年度の第2回有田川町臨時会を招集しましたところ、議員各位には大変 お忙しい中、御参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

それでは、ただいま上程されました議案について、御説明を申し上げます。

議案第85号は、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定 についてであります。

今回の改正は、人事院勧告に伴い、本町の職員においても、50歳代を中心に40歳代以上を念頭に置いた給料表の引き下げの改正を行うものであります。

以上で提出議案に対する説明を終わります。何とぞ御審議の上、御賛同を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

#### ○議長(新家 弘)

以上、町長の提案理由の説明が終わりました。

続きまして、補足説明はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(新家 弘)

ないようですので、提案理由の説明を終わります。

ここで、しばらく休憩します。

休憩中に全員協議会を開きます。

なお、本日の全員協議会は、4階第一会議室で行いますので、よろしくお願いいた します。

休憩 9時35分

再開 11時20分

### ○議長(新家 弘)

再開をいたします。

休憩前に引き続き、日程第4、議案第85号、有田川町職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

1番、増谷君。

### ○1番(増谷 憲)

議案第85号について、質疑をさせていただきます。

私は、4点ばかりお尋ねしたいと思います。

まず第1点目は、改めて確認させていただくという意味で質疑させていただくわけですが、第1点目として今回の改正によって、年間1人当たりどれぐら下がり、総額としてどれぐらい下がる見込みなのか、これが第1点目です。

2点目は、附則第7項第1号の減額対象者とは何歳以上ぐらいで、対象人数はどのようなものか。

第3点目です。附則第7項第2号の対象者はあるのかないのかどうか、この点、求めます。

それから4つ目に、今回の総務大臣通達が来て、県の人事委員会でも論議された中で、現給保障は継続しながら、しかも中堅若年層の1号加算をあわせて行ってはどうかということを提案されていますが、この点については議案にはないんですが、この点はやらないということでいいのかどうか確認をさせてください。以上です。

## ○議長(新家 弘)

企画財政課長、武内君。

#### 〇企画財政課長(武内官夫)

増谷議員の質疑にお答えをしたいと思います。

まずもって4点ばかりあったんですけども、1点目の年間に1人当たりどのぐらい 下がるのか、また総額ではどうなるんかという質疑だったかと思います。

年間におきましては、1人当たり約1万2,000円程度が下がってくることになると考えてございます。そして、総額にいたしますと450万円程度の減額になると、そのように解釈してございます。

2点目の減額対象者の人数等々につきましては、おおむね50歳ぐらい以上の職員 でございまして、約80名が該当してございます。

それと附則第2号の対象者はあるんかという質疑であったと思います。このことについては、2号の該当者はございません。

続いて、最後の若年層の1号の改正等々につきましては、当町では今回はすること にいたしておりません。以上でございます。

#### ○議長(新家 弘)

ほかに質疑はありませんか。

[「質疑なし」と呼ぶ者あり]

# ○議長(新家 弘)

質疑なしと認めます。

これから討論を行います。討論はありませんか。

[「討論なし」と呼ぶ者あり]

## ○議長(新家 弘)

討論なしと認めます。

これより、採決を行います。

本案は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

## ○議長(新家 弘)

起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

………日程第5 議長への委任について………

### ○議長(新家 弘)

日程第5、議長への委任についてをお諮りします。

本臨時議会におけるすべての議決事件等について、その条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、会議規則第45条の規定によって、その整理を議長に委任されたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

### ○議長(新家 弘)

異議なしと認めます。

したがって、条項、字句、数字その他の整理は、議長に委任することに決定いたしました。

本臨時会の会議に付された事件は、すべて終了しました。

これで本日の会議を閉じます。

平成23年第2回有田川町議会臨時会を閉会いたします。

閉会 11時26分

以上会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためにここに署名する。

有田川町議会議長 新家弘

3 番 議 員 橋 爪 弘 典